

# 熊本県消費生活用製品安全法事務処理要領

## 1 目的

この要領は、消費生活用製品安全法に関する事務のうち、熊本県知事が行う事務をとりまとめたものである。

## 2 熊本県知事が処理する事務

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下「法」という。）第55条及び第57条、消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号。以下「施行令」という。）第14条並びに消費生活用製品安全法施行令第14条第2項に基づく都道府県知事の報告に関する省令（平成12年3月24日通商産業省令第38号。以下「省令」という。）に基づき熊本県知事が処理する事務は、次のとおりである。

なお、この要領に定められた事務の対象は、法第2条第2項の規定により定められた特定製品（以下「特定製品」という。）の販売の事業を行う者（以下「特定製品販売事業者」という。）及び同条第4項の規定により定められた特定保守製品（以下「特定保守製品」という。）の取引の事業を行う者（以下「特定保守製品取引事業者」という。）であって、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地が熊本県内にあるものとする。

- (1) 法第40条第1項の規定に基づき、報告の徴収を行うこと。
- (2) 法第41条第1項の規定に基づき、立入検査を行うこと。
- (3) 法第42条第1項の規定に基づき、特定製品の提出を命ずること。
- (4) 施行令第14条第2項の規定に基づき、(1)から(3)までの事務の結果を経済産業大臣に報告すること。

## 3 事務内容

### (1) 報告の徴収

- ア 2(1)の報告の徴収は、次の場合に行うものとする。
- (ア) 法第57条の規定に基づき経済産業大臣から指示があった場合
  - (イ) 消費生活用製品により消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認められる場合
- イ 2(1)により特定製品販売事業者に対して報告させることができる事項は、施行令第12条第4項の規定により、その販売に係る特定製品の種類、数量、保管又は販売の場所、購入先及び主たる販売先に関する事項その他当該特定製品の販売の業務に関する事項とする。
- ウ 2(1)により特定保守製品取引事業者に対して報告させることができる事項は、施行令第12条第5項の規定により、その取引に係る特定保守製品の種類、数量、保管又は取引の場所、取引先に関する事項、引渡時の説明に関する事項その他当該特定保守製品の取引の業務に関する事項とする。

エ 2 (1) の報告の徴収の通知は、報告の徴収を必要とする理由を付した文書により行うものとする。

オ 2 (1) の報告の徴収を行ったときは、省令第2条の規定により、速やかに、次に掲げる事項を記載した報告書を九州経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告するものとする。

(ア) 報告の徴収を行った対象者の氏名又は名称及び住所、本店又は主たる事務所の所在地

(イ) 報告の内容

(ウ) 報告の徴収を行った年月日

(エ) 報告の徴収を行うに至った理由及び経過

(オ) その他参考となる事項

カ 2 (1) により徴収した報告を確認した結果、当該報告の内容が不十分であると認められる場合は、再度報告を求め、又は2 (2) の立入検査を行うものとする。

## (2) 立入検査

ア 2 (2) の立入検査は、別に定める「熊本県消費生活用製品安全法立入検査実施要領」により行うものとする。

イ 2 (2) の立入検査の結果は、省令第3条第1項の規定により、立入検査を行った年度の翌年度の4月30日までに、報告書を九州経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出するものとする。

ウ 2 (2) の立入検査の結果、法令違反が認められたときは、イの規定にかかわらず、省令第3条第2項の規定により、直ちに、報告書を九州経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出するものとする。

## (3) 特定製品の提出命令

ア 2 (3) の特定製品の提出命令は、法第57条の規定により経済産業大臣から指示があったとき又は2 (2) の立入検査を行った場合において、その所在の場所において検査をすることが著しく困難であると認められる特定製品があったときに行うものとする。

イ 2 (3) の特定製品の提出命令は、期限を定めて、特定製品の所有者又は占有者に対し行うものとする。

ウ 2 (3) の特定製品の提出を命じたときは、省令第4条の規定により、速やかに、当該提出命令を行った旨及び次に掲げる事由ごとに定めた事項について、九州経済産業局長を経由して、経済産業大臣に報告するものとする

(ア) 経済産業大臣からの指示による場合

当該命令による提出の期限その他必要な事項

(イ) 2 (2) の立入検査による場合

当該特定製品販売事業者の名称及び所在地、当該特定製品の製造業者又は輸入業者の名称及び所在地、当該特定製品の種類及び商品名、当該命令による提出期限その他必要な事項

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成13年3月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年3月24日から施行する。